

※随時受付

農 第 届  地 4 出  法 条 書				受付日			受付 番号				
				年 月 日							
				受付 者 印							
届出人											
住所											
氏名 (ふりがな)				電話							
所在地	檀原市	町	番	田	畑	計	利用状況				
							田・畑・その他 ( )				
			外 筆	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
市街化区域 提出書類											
1	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書		1部	10	事業計画書 (資材置場・駐車場)		1部	※届出人が法人の場合 a、bのいずれか1部 a 法人登記事項証明書 b 定款又は寄付行為の写し			
2	登記事項証明書 (全部事項証明書) (法務局)		1部	11	位置図		1部				
3	住民票 ①又は②に該当する場合のみ提出 ① 檀原市民以外の方 ② 登記事項証明書に記載された住所と現住所が異なる方 (自己住宅の場合は住民票謄本(続柄記載)) (自己住宅以外は住民票抄本) ②の場合は住所の履歴の記載あるもの		1部	12	登記所に備付の地図又は準ずる図面 (いわゆる「公図」) (法務局)		1部				
				13	建物・計画平面図 (断面・排水図を含む。)		1部				
4	事業計画書		1部	14	建物・配置図・立面図		1部				
5	誓約書 (市)		1部	15	開発許可写し (500m <sup>2</sup> 以上)		1部				
6	隣地同意書 (隣地が農地の場合)		1部	16	法令協議チェックシート		1部				
7	自治会長・水利組合長同意書		1部	17	生産緑地地区内・外証明 (公園緑地景観課)		1部				
8	倉橋溜池受理証明書 (倉溜事務所) (桜井市川合272-1 ☎ 0744-42-2664)		1部	18	転用届出に係る意見書 (隣地が農地の場合)		1部				
9	大和平野土地改良区調書		1部	19	委任状 (委任する場合)		1部				
転用目的						事務局確認欄					
自己住宅		共同住宅		青空駐車場		青空資材置場		農家台帳		農業者年金	
貸家住宅		店舗		道路用地				小作地		生産緑地	
分譲住宅		倉庫		庭先用地				納税猶予			
<p>・ 抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書を提出してください。</p> <p>備考</p> <p>・ 登記事項証明書、住民票は3か月以内に発行されたものを提出してください。</p> <p>・ 13、14の開発行為を伴うものは、その図面と同じものを提出してください。</p> <p>・ 町界に接する場合は、接する側の隣地農地同意書及び自治会長・水利組合長の同意書が必要です。</p>											
調査委員 (意見書 有・無 )						提出者					
農地利用最適化推進委員 (地区担当)						氏名					
						電話					

## 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

檀原市農業委員会会長 殿

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面積	土 地 所 有 者		耕 作 者	
			登記簿	現況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
		計	m <sup>2</sup> (田                      m <sup>2</sup> 畑                      m <sup>2</sup> )						
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期		工事着工時期						
			工事完了時期						
転用の目的に係る事業又は施設の概要									
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 1 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

# 事業計画書

申請人 住所  
(転用者)  
氏名

## 1. 転用者の現在の事業内容

- (1) 事業の名称(商号)
- (2) 主たる事業の種類
- (3) 現在の施設の概要(敷地面積・建物の種類及び延べ面積の詳細)
- (4) 事業従事者数又は収容人員
- (5) 資金調達計画

事業	区分	金額 (円)	摘要
事業費内訳	土地購入費		
	整地費		
	建築費		
	その他		
	計		
事業資金内訳	自己資金		
	借入金		
	その他		
	計		

2. 権利を設定又は転用しようとする理由
3. 申請地を選定した理由
4. 転用目的に係る施設の新設・増築・移転・その他の別
5. 転用目的に係る施設の規模及び構造
6. 転用目的に係る施設の利用方法
7. その他 (近く拡張計画がある場合その内容等記入)

# 誓約書

令和 年 月 日

檀原市農業委員会  
会 長 殿

住 所

氏 名 印

## 《物件の表示》

檀原市 町 番地 (田・畑) m<sup>2</sup>

今般、農地法第4条の規定による届出書を提出致しますが、受理に対する下記条件を厳守することを誓います。

## 記

1. 受理の通知があるまで絶対に着工しない。
2. 着工前に隣地の所有者及び関係者並びに耕作者等の立会の上境界を明示する。  
(道路・河川等 公共施設についても関係者という。)
3. 着工前に必要に応じて市関係課と工事の内容について打ち合せする。
4. 既設の道路・水路又は隣接の農地取水・耕作等水利の保全を期す。
5. 隣地の農作物及び家畜等に被害を及ぼさないよう充分の措置を講ずる。
6. 道路に面した部分には必ず側溝を設ける。
7. 宅地造成工事により生じた道路の破損は必ず施設管理者に届け出るとともに協議のうえ原形に復旧し、一般交通に支障のないように措置する。
8. 道路の拡張等公共的事業には全面的に協力する。
9. 受理された場合、速やかに申請目的どおり工事を実施する。

以上

# 同意書 (隣地)

令和 年 月 日

殿

申請人 (転用者)

住所

氏名

印

私は、下記の土地について、農地法第 条の 受理 ・ 許可 を受けて

\_\_\_\_\_を建設したいので、同意くださるようお願いいたします。

## 記

所在	番地	地目	面積	備考
檀原市				

以上

殿

上記のことについて、何等異議がないので下記の条件を付して同意します。

《 条 件 》

令和 年 月 日

隣 地

檀原市 町 番地	所有者	住所 氏名	印
	耕作者	住所 氏名	印

# 同意書 (自治会長・水利組合長)

令和 年 月 日

自治会長

殿

水利組合長

申請人 (転用者)

住所

氏名

印

私は、下記の土地について、農地法第 条の 受理・許可を受けて

\_\_\_\_\_を建設したいので、同意くださるようお願いします。

## 記

所在	番地	地目	面積	備考
檀原市				

以上

殿

上記のことについて、農地法第 条の規定により転用 許可申請・届出をされることについては、当町内の公共農業施設物件には何等支障がなく、また、その転用施設から生じる排水が付近の用排水路に流下されることにも異議がないので同意します。

令和 年 月 日

自治会長	印
水利組合長	印

# 事業計画書

( 青空資材置場 ・ 青空駐車場 )

申請人 (借受人)	住所  氏名
申請人の 職業との関連性	
現在の置き場の面積 及びその利用	
必要とする理由の 具体的根拠	
現在の事務所等との 位置的関係	
申請地の具体的 利用計画	
被害防除に関する計画	

### 農地転用にかかる他法令（法律・条例）規制の協議状況チェックシート

行為者	住所		他 名		
	氏名				
申請地	所在	地番	地目	地積	
		外 筆		計	m <sup>2</sup>
	規制法令	担当機関・担当者 連絡先	協議要否 ○をつける	協議内容	
例	●●法	〇〇土木事務所 〇〇氏 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	要・不要	規制区域外	
例	●●条例	〇〇市役所〇〇課 〇〇氏 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	要・不要	例：許可申請書提出済 例：計画図面により協議済(R〇/〇/〇)	
造成や建築を行うとき	都市計画法		要・不要		
	宅地造成及び特定盛土等規制法		要・不要		
	特定都市河川浸水被害対策法		要・不要		
	市町村土砂条例		要・不要		
行為地の規制による	河川法		要・不要		
	砂防法 (砂防三法)		要・不要		
	古都法 風致地区条例		要・不要		
	自然公園法 奈良県自然公園条例		要・不要		
行為による	法定外公共物 占用協議		要・不要		
	奈良県太陽光発電条例		要・不要		
	市町村太陽光発電規制条例		要・不要		
	道路法		要・不要		
その他	文化財保護法		要・不要		
			要・不要		

※ 規制法や条例制定状況によって規制法令欄は適宜追記・削除して使用してください。

確認者（申請者または代理人氏名）： \_\_\_\_\_

## 埋蔵文化財周知遺跡 有・無 確認問い合わせについて

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内にあたる土地での土木行為（建築・擁壁・盛土・切土等）は、文化財保護法の規定により、事前に埋蔵文化財発掘届出書の提出が必要となります。

そのため、今回農地転用申請されました土地が、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内であるか確認していただく必要がありますので、下記の項目にご記入の上、文化財保存活用課窓口にてお問合せいただきますようお願いいたします。

なお、確認はFAXにて対象地の地図を送っていただければ、電話で確認することも可能ですので、ご利用ください。

※農地転用の目的が「地目変更のみ」の場合、手続きは不要です。

対象地	檀原市	面積	m <sup>2</sup>
	町 番	地目	
問合者	氏名	TEL	(     )     -
	住所		
概 要	<input type="checkbox"/> 青空駐車場・青空資材置場（擁壁— 有・無 ） <input type="checkbox"/> 住宅・一戸建・集合（木造・軽量鉄骨・RC） <input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> その他		

備考

---



---



---



---



---



---

### 【問合せ】

檀原市魅力創造部文化財保存活用課

〒634-0826

檀原市川西町858-1

TEL 0744-47-1315

Fax 0744-26-1114